

## 東近江市永源寺運動公園の指定管理者の指定につき議決を求め ることについて

東近江市永源寺運動公園の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市永源寺運動公園	滋賀県東近江市池庄町437番地1 公益社団法人東近江市シルバー人材センター	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

提案理由

東近江市永源寺運動公園の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。